

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	福祉保健課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	障害児通所給付費等の給付決定 (通所給付決定) の取消し
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	児童福祉法第 21 条の 5 の 9 第 1 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	児童福祉法第 21 条の 5 の 9 第 1 項 児童福祉法施行令第 25 条の 4
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>通所給付決定を行った市町村は、次に掲げる場合には、通所給付決定を取り消すことができる。</p> <p>(1) 通所給付決定に係る障害児が、指定通所支援及び基準該当通所支援を受ける必要がなくなったと認めるとき。</p> <p>(2) 通所給付決定保護者が、通所給付決定の有効期間内に、本町以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるとき。</p> <p>(3) 通所給付決定に係る障害児又はその保護者が、正当な理由なしに児童福祉法第 21 条の 5 の 6 第 2 項 (第 21 条の 5 の 8 第 3 項において準用する場合を含む。) の規定による調査に応じないとき。</p> <p>(4) 通所給付決定保護者が通所給付決定又は通所給付決定の変更の申請に関し虚偽の申請をしたとき。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号に該当し、適用除外
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	福祉保健課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	放課後等デイサービスに係る障害児通所給付費等の給付決定 (通所給付決定) の取消し (第 21 条の 5 の 9 第 1 項準用)
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	児童福祉法第 21 条の 5 の 13 第 2 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	児童福祉法第 21 条の 5 の 9 第 1 項 児童福祉法施行令第 25 条の 4
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>通所給付決定を行った市町村は、次に掲げる場合には、通所給付決定を取り消すことができる。</p> <p>(1) 通所給付決定に係る障害児が、指定通所支援及び基準該当通所支援を受ける必要がなくなったと認めるとき。</p> <p>(2) 通所給付決定保護者が、通所給付決定の有効期間内に、本町以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるとき。</p> <p>(3) 通所給付決定に係る障害児又はその保護者が、正当な理由なしに児童福祉法第 21 条の 5 の 6 第 2 項 (第 21 条の 5 の 8 第 3 項において準用する場合を含む。) の規定による調査に応じないとき。</p> <p>(4) 通所給付決定保護者が通所給付決定又は通所給付決定の変更の申請に関し虚偽の申請をしたとき。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号に該当し、適用除外
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	福祉保健課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	障害児に対する障害福祉サービスの提供に係る措置解除
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	児童福祉法第 21 条の 6

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	児童福祉法第 21 条の 6
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>児童福祉法第 21 条の 6 の規定により障害福祉サービスの提供に係る措置を受けていた障害児が次に掲げる場合には、措置を解除することができる。</p> <p>(1) 措置決定に係る障害児が、やむを得ない事由の解消により障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による障害福祉サービスを受けることが可能になったと認めるとき。</p> <p>(2) 措置決定に係る障害児が、措置の期間内に本町以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるとき。</p> <p>(3) 措置決定に係る障害児又は障害児の保護者が、正当な理由なしに町が措置決定を行う際の面接、調査等に応じないとき。</p> <p>(4) その他障害福祉サービスを受ける必要がなくなったと認めるとき。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	児童福祉法第 33 条の 5 により適用除外
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	福祉保健課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	母子保護の措置の解除
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	児童福祉法第 23 条第 1 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	児童福祉法第 23 条第 1 項
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>町内における保護者が、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子であって、その者の監護すべき児童の福祉に欠けるところがある場合において、その保護者から申込みがあったときは、その保護者及び児童を母子生活支援施設において保護しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、適当な施設への入所のあつせん、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の適用等適切な保護を加えなければならない。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	福祉保健課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	指定障害児相談支援事業者に対する措置命令
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	児童福祉法第 24 条の 35 第 3 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	児童福祉法第 24 条の 35 第 1 項・第 3 項
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>(1) 町長は、指定障害児相談支援事業者が、次に掲げる場合に該当すると認めるときは、指定障害児相談支援事業者に対し、期限を定めて、①から③のそれぞれに定める措置をとるべきことを勧告することができる。</p> <p>① 指定に係る障害児相談支援事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」(平成 24 年厚生労働省令第 29 号) に適合していない場合 当該基準を遵守すること。</p> <p>② 「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」(平成 24 年厚生労働省令第 29 号) で定める指定障害児相談支援の事業の運営に関する基準に従って適正な指定障害児相談支援の事業の運営をしていない場合 当該基準を遵守すること。</p> <p>③ 児童福祉法第 24 条の 31 第 3 項に規定する便宜の提供を適正に行っていない場合 当該便宜の提供を適正に行うこと。</p> <p>(2) 町長は、(1)の勧告を受けた指定障害児相談支援事業者が、正当な理由がなくて勧告に係る措置をとらなかったときは、指定障害児相談支援事業者に対し、期限を定めて、勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	福祉保健課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	指定障害児相談支援事業者の指定の取消し等
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	児童福祉法第 24 条の 36

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	児童福祉法第 24 条の 36
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>町長は、次のいずれかに該当する場合には、指定障害児相談支援事業者の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。</p> <p>(1) 指定障害児相談支援事業者が、児童福祉法第 24 条の 28 第 2 項において準用する第 21 条の 5 の 15 第 2 項第 5 号、第 5 号の 2 又は第 13 号のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>(2) 指定障害児相談支援事業者が、児童福祉法第 24 条の 30 第 3 項の規定に違反したと認められるとき。</p> <p>(3) 指定障害児相談支援事業者が、指定に係る障害児相談支援事業所の従業員の知識若しくは技能又は人員について、「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」(平成 24 年厚生労働省令第 29 号)を満たすことができなくなったとき。</p> <p>(4) 指定障害児相談支援事業者が、「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」(平成 24 年厚生労働省令第 29 号)で定める指定障害児相談支援の事業の運営に関する基準に従って適正な指定障害児相談支援の事業の運営をすることができなくなったとき。</p> <p>(5) 障害児相談支援給付費の請求に関し不正があったとき。</p> <p>(6) 指定障害児相談支援事業者が、児童福祉法第 24 条の 34 第 1 項の規定により報告又は帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。</p> <p>(7) 指定障害児相談支援事業者又は指定に係る障害児相談支援事業所の従業員が、児童福祉法第 24 条の 34 第 1 項の規定により出頭を求められてこれに 응 ぜ ず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、指定に係る障害児相談支援事業所の従業員がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定障害児相談支援事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。</p> <p>(8) 指定障害児相談支援事業者が、不正の手段により児童福祉法第 24 条の 26 第</p>

	<p>1 項第 1 号の指定を受けたとき。</p> <p>(9) (1)から(8)の場合のほか、指定障害児相談支援事業者が、この法律その他国民の福祉に関する法律で児童福祉法施行令第 27 条の 18 で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。</p> <p>(10) (1)から(9)の場合のほか、指定障害児相談支援事業者が、障害児相談支援に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。</p> <p>(11) 指定障害児相談支援事業者の役員又は指定に係る障害児相談支援事業所を管理する者のうちに指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前 5 年以内に障害児相談支援に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。</p>
参 考 資 料	
聴 聞 ・ 弁 明 手 続	
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	福祉保健課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	指定障害児相談支援事業者の業務管理体制に対する措置命令
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	児童福祉法第 24 条の 40 第 3 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	児童福祉法第 24 条の 40 第 1 項・第 3 項 児童福祉法施行規則第 25 条の 26 の 8
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>(1) 指定に係る障害児相談支援事業所が町の区域のみに所在する指定障害児相談支援事業者から児童福祉法第 24 条の 38 第 2 項第 2 号に基づき業務管理体制の整備に関する事項の届出を受け町長は、届出をした指定障害児相談支援事業者 (同条第 4 項の規定による届出を受けた場合にあつては、同項の規定による届出をした指定障害児相談支援事業者を除く。) が、次の①から③の基準に従って適正な業務管理体制の整備をしていないと認めるときは、当該指定障害児相談支援事業者に対し、期限を定めて、次の①から③の基準に従って適正な業務管理体制を整備すべきことを勧告することができる。</p> <p>① 指定を受けている事業所の数が 1 以上 20 未満の指定障害児相談支援事業者 法令遵守責任者の選任をすること。</p> <p>② 指定を受けている事業所の数が 20 以上 100 未満の指定障害児相談支援事業者 法令遵守責任者の選任をすること及び業務が法令に適合することを確保するための規程を整備すること。</p> <p>③ 指定を受けている事業所の数が 100 以上の指定障害児相談支援事業者 法令遵守責任者の選任をすること、業務が法令に適合することを確保するための規程を整備すること及び業務執行の状況の監査を定期的に行うこと。</p> <p>(2) 町長は、(1)の勧告を受けた指定障害児相談支援事業者が、正当な理由がなくて勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定障害児相談支援事業者に対し、期限を定めて、勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	

備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日